

- 1. 登録申請書、届出書等の様式
- 2. 大臣認定講習実施機関
- 3. 地方運輸局·運輸支局等相談窓口

様式第1-1号

#### 平成 年 月 日

#### ○○運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称

住 所

代表者の氏名

#### 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第79条の2の規定に 基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

 2.自家用有償旅客運送の種別 (福祉有償運送)

#### 3. 運送の区域

区域	備    考

#### 4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位    置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

-		r		r		r		1					
市改訂の反称	所有	寝ざ	台車	車い	す車	兼月	甲車	回転シ	ート車	セダ	ン等	合	計
事務所の名称	区分	(車	圣)	(車	圣)	(車	圣)	(車	<u>译</u> )	(車	圣)	(重	¥)
	所												
	有	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	持												
	込	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	合												
	計	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

## 6. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者						
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						

行うものに〇を付すものとする。

## 様式第1-2号 年 月 日

平成

#### 〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

名 称 住 所

代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第7 9条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

- 2. 登録番号
- 3. 自家用有償旅客運送の種別 (福祉有償運送)
- 4. 運送の区域

区域	備、考

#### 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位    置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

古改訂のな社	所有	寝	台車	車い	す車	兼月	日車	回転シ	ート車	セダ	ン等	合	計
事務所の名称	区分	(1	軽)	(車	圣)	(車	圣)	(車	圣)	(車	圣)	(朝	<b>圣</b> )
	所												
	有	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	持												
	込	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	合												
	計	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

様式第1-3号

#### 平成 年 月 日

#### ○○運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称

住 所

代表者の氏名

#### 自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第7 9条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 名称、住所、代表者の氏名
- 2. 登録番号
- 3.自家用有償旅客運送の種別 (福祉有償運送)
- 4. 変更しようとする事項
  - (1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	В

#### (2) 運送の区域の変更

新	IB

5. 変更予定期日

平成 年 月 日

## 様式第1-4号

平成 年 月 日

#### ○○運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称 住 所 代表者の氏名

#### 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたの で、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記 のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

- 2. 登録番号
- 3. 自家用有償旅客運送の種別 (福祉有償運送)
- 4. 軽微な事項の変更

#### (1)名称、住所、代表者の氏名

	新	IB
法人の名称		
住所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(過疎地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	Ш

### (3) 運送の区域(減少する場合に限る)

新	IB

### (4) 事務所の名称又は位置

· · · · ·		
	名 称	位  置
新		
ІВ		

### (5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

	事務所の名称		寝台	車	車い	す車	兼用	車	回転シ	ート車	セダ	ン等	合	計
			(軽	)	(軽	)	(軽	)	(軽	)	(軽	)	(軽	)
		所有	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
新		持込	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
		合計	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
		所有	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
IΒ		持込	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
		合計	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

## (6) 運送しようとする旅客の範囲

			新	IB
누=	身体障害	者		
福	要介護認定	と者		
祉	要支援認定	ミ者		
ТШ	その	他		

行うものに〇を付すものとする。

○○運輸局 □□運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのい ずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

名 称 住 所 代表者の氏名

様式第3号

#### 平成 年 月 日

#### 申 請 者 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要 な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を 交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村 (名 称)

(対象市町村)

- 2. 運営協議会にて合意に至った年月日
- 3. 合意の内容
  - (1) 運送主体
  - (2) 運送の区域
  - (3) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)
  - (4) その他特記事項

### 平成 年 月 日 〇〇市運営協議会 主宰者 〇〇市長 印

#### 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者()が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送 の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致 します。

	氏	名	住所	運転免許 の種類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 受けている運転免許の別(1種、2種)の別を記載すること。

※ 普通第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備 えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、施行規則第51条の16第3項各号のい ずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

### 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者()が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承 諾致します。

	氏 名	住所	資格の種類
1			
2			
3			

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉有償運送を行う場合であって、施行規則第51条の16第3項 に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが 必要。

#### 運行管理の責任者 就任承諾書

申請者()が、〇〇運輸支局に提出する自家用有 償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として 就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住 氏 名

※ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行 規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第6号

登録番号	
運送主体(申請者)	

#### 運行管理の体制等を記載した書類

#### 事務所名(

)

1. 運行管理・整備管理の体制

### (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

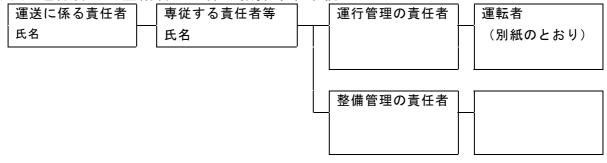
	Ŧ	~		<b>※</b> 1
No	氏	名	住所	資格の種類
1				
2				
*			る事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者 第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書	

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

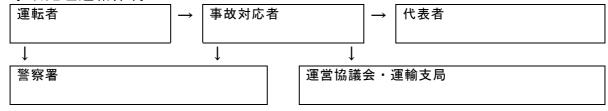
#### (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1		

#### (ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



#### 2. 事故処理連絡体制



#### 3. 苦情処理体制

苦情処理責任者

苦情処理担当者

## 様式第7号

#### (番号)

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者とし て登録を行ったことを証する。

記

- 1. 登録番号
- 2. 登録の有効期間
- 3. 名称、住所、代表者氏名
- 4. 自家用有償旅客運送の種別
- 5. 運送の区域
- 6. 登録に付す条件
- 平成 年 月 日

<sup>○○</sup>運輸局 □□運輸支局長

#### 様式第 8 号

(番 号)

#### (申請者) 殿

## 登録拒否理由通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、 下記理由により(一部)登録を拒否したので通知する。

記

- 1. 登録を拒否した事項
- 2. 登録の拒否を行った理由
  - (文 例)
    - 道路運送法第79条の4第1項第1号(第2号、第3号、第4号)に掲げる 欠格事由に該当しているため。
    - 道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号の合意が得られていないと認められるため。
  - 道路運送法施行規則第51条の16第1項に定める必要な要件を備える運転者の確保がなされていないと認められるため。
  - 道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の 選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
  - 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
  - 道路運送法施行規則第51条の21に規定する旅客その他の者の生命、身体 又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。
  - 道路運送法施行規則第51条の22第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。

#### 平成 年 月 日

#### ○○運輸局 □□運輸支局長

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第9号

○○運輸局 □□運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険(共済)の種類	補償金額	
対人保険(共済)	(無制限・	万円)
对物保険 (共済)	(無制限·	万円)

平成 年 月 日

名	称
住	所
代表者の	の氏名

# 旅客の名簿

(福祉有償運送用)

## 自家用有償旅客運送者の名称

番号	т	4		=r	10500	運送	を必要	とする	理由	/# #
	氏	名	住	所	入会年月日	イ		~	=	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20	白什座中									

イ 身体障害者

口 要介護認定者

ハ 要支援認定者

ニ その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

# 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

Ĩ	身体隊	章害	者		人	数	その	<u>も</u> の	)障害る	を有る	する者	人	数
		6		級			知	的	〕障	害	者		
		5		級						軽	度		
		4		級						中	度		
		3		級						重	度		
		2		級									
		1		級									
合計							精	神	■ 障	害	者	人	数
要支援讀	忍定者	Ť			人	数				3	級		
	要	支	援	1						2	級		
	要	支	援	2						1	級		
合計										診	断 書		
要介護調	忍定者	ž			人	数							
	要	介	護	1			そ		の	他		人	数
	要	介	護	2					肢	体不	自由者		
	要介護3			3					卢	了部	障害		
	要	介	護	4					そ	б.	)他		
要 介 護 5													
	· 合計								合	計			
総合計	総合計												

# 安全な運転のための確認表

#### 平成 年 月 日

番 号	運転者氏名	疾病	疲労			運行の安全確保 のための指示	確認時間	確認者
1		(有・無)	•	有・				
2		(有・無)	有・	(有・無)				
3		( 有 ・	( 有 ・	( 有 ・	<ul><li>○ 理由欄</li><li>有</li></ul>			
4			(有・	( 有 ・	<ul><li>○ 理由欄</li><li>有</li></ul>			
5		無)(有・		(				
		無)(有	集)					
6		-	• 無	• 無	• <b>#</b>			
7		・ 無)	· 集)	・ (集)	• 無			
8		(有・無)	-	· 無)				
9		(有・無)	•	(有・無)				
10		(有・無	•	(有・無)				
		$\odot$	<b></b>	<b></b>				

録

日     付       運     転     者       自動車登録番号		
	日付	
自動車登録番号	運転者名	
	自動車登録番号	

	会員名	付添人	発 地 主	Eな経過地	着地	運送に要	要した時間	及び距離	収受した対価
			JC JC J	しる神戸通知	14 地	開始	終了	乗務距離	私文 じた 対面
1		人	(	)		:	:		円
2		人	(	)		:	:		円
3		У	(	)		:	:		円
4		٨	(	)		:	:		н
5		٨	(	)		:	:		н
6		٨	(	)		:	:		円
7		٨	(	)		:	:		円
8		٨	(	)		:	:		円
9		٨	(	)		:	:		円
10		人	(	)		:	:		円
11		Л	(	)		:	:		円
12		Л	(	)		:	:		円
13		人	(	)		:	:		円
計		人							円

乗 務 記

事故、	著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、	原因

自家用有	肓償斿	ƙ客i	重送す	皆の名称	
作	成	Ì	番	号	
作	成	年	月	日	

## 運転者台

## 帳

氏	名	生	年	月	日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ	Ø	他
住	所								

	宙転右	許証	悉日	L		有効	胡限				右	古主名	∓月日				伍	鉢の	種類	
,	ΞŦΔĴ	COTALL	ш <b>5</b>	,		H XI	-91 PLX				5	601-	+лц				元		们主大只	
	免討	†の条	件																	
						講	習	等		Ø	受		講	歴						
					条の16	第1項の		(運転				14					/-	+	+	
受	講		<u>月</u>				講	習	等	の	名	称					傓	Ħ	考	
			月	日																
	年		月 	日																
	年		月	日																
	年		月	日																
	年	<u> </u>	月	日																
	年	J	月	日																
	年	J	月	日																
	年	J	月	Ε																
	年	J	月	日																
2. 道	路運送	法施行	規則	第51条(	の16第3	項に定め	る講習	習又は	資格0	D有無	(セダ	ン型	自動車	を運転	する	易合に必	シ要とな	る講	習等)	
受	講		月	日			講	習	等	Ø	名	称							等の資格	各
	年	ļ	月	日												資格等	の名称	:		
	年	J	月	日																
	年	J	月	日												取得年	月日:			
	年	J	月	日																
	年	月	日			事故	女歴ま	たは	道路	交通	法違	反の	状況			適性診断	新の受診	等(規)	則第51条の1	6第2項)
"							·													
		仮	ŧ	康	状	態				ょ	転去	でた	くたい	った日	1	111	ままで	ti (	なった理	∎中
		XI	T	NR.	٦/٢	洒				廷	+A H	ر <i>ب</i> ه	1. 19	- I - Ц		(王书		· ひ 丶	·~ )[_4	тш

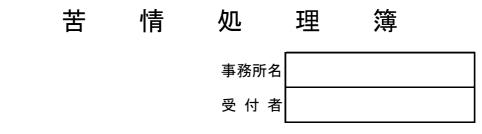
			作成番号	<del>]</del>				
	写真		作成年月	H	平成	年	月	日
		車云	者	訂	E			
自家用有償旅習	客運送者の名称							
運転者	の氏名							
運転免許証	の有効期限							
道路運送法施行 1 6 第 1 項 (	<sup>·</sup> 規則第51条の こ 掲 げ る 要 件							
道路運送法施行 1 6 第 3 項(	規則第5 1 条の こ 掲 げ る 要 件							

団体の長の証明印

£П

					r			
			作	成年月日	平成	年	月	日
	事	故	の	記	録			
			ļ	事務所名				
運転者の氏名	自算	動車登録番号	事故	の発生日時	()	事故の 運転者	当事者 を除く〕	)
事故の発生場所	_							
事故の概要(損害の	 )程度、	 人身・物損の別	」、実車	<ul> <li>・回送の別等)</li> </ul>	)			
事故の原因								
 再発防止対策								

r



申告       一       一         (申告内容)       (申告内容)         (原因究明の結果)       処理担当者:         (苦情に対する弁明の内容)       処理担当者:         (改善措置)       処理担当者:	Ь	申	告	者			
連絡先         (申告内容)         (原因究明の結果)         (原因究明の結果)         処理担当者:         (苦情に対する弁明の内容)         処理担当者:	中告考	住		所			
(原因究明の結果) (原因究明の結果) (苦情に対する弁明の内容) 処理担当者: (苦情に対する弁明の内容)	11	連	絡	先			
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :	(1	申告内	容)				
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :							
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :							
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :							
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :							
<u>処理担当者</u> : (苦情に対する弁明の内容) <u>処理担当者</u> :							
	(]	原因究	明の緒	<b>吉果</b> )		贝	D理担当者:
(改善措置) 処理担当者:	(1	苦情に	対する	る弁明の	D内容)	贝	D.理担当者:
(改善措置) 処理担当者:							
(改善措置) 処理担当者:							
(改善措置) 処理担当者:							
	(7	汝善措 <sup>。</sup>	置)			贝	<b>心</b> 理担当者:
						<b>I</b>	

第6号様式(第2条の2関係)(日本工業規格A列4番)

#### 〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

種別 市町村|過疎地|福祉

> 自家用有償旅客運送輸送実績報告書( 年度)

あて

#### 住 所 運送者名 代表者名(役職名及び氏名) 電話番号

概況( 年3月31日現在)

			管轄	区域内		全		王
						王		国
自家用有償旅客	寝台車(両)	(	)	(	)		(	)
運送自動車数	車いす車(両)	(	)	(	)		(	)
	兼用車(両)	(	)	(	)		(	)
	(	)	(	)		(	)	
	(	)	(	)		(	)	
	(	)	(	)		(	)	
路線(キロメート								
運送する旅客の範								

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区	区域内		
			全	玉
走行キロ(キロメートル)				
輸送人員(人)又は運送回数(回)				
運送収入(千円)				

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内			
			全	国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				

貝溕白剱

備考 1

2

З 4

5

3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省 令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有 償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。 6

7

8

別記様式(第:	3条関係)		(表	)		
国土交通大		自 動 車 殿 自動車の使用	者の氏名			
				電話番号		月   日 提出
☆発生日時	年	月	日	時 夕	÷ک	
天 候				6その他	S HOW -	
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地	又     は       道路名	道線
☆当該自動車の	の使用の本拠の	つ名称及び位置	д 		☆自動 又は	車登録番号 :車両番号
☆当時の状況						
☆◆現場の略図	(道路上の事故)	の場合には車線	の区分を	明らかにし	ノて図示すること	· _ )
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
☆当時の処置						
☆事故の原因						
☆再発防止 対 策						
※備   考						

(日本工業規格A列4番)

○         ○	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	/h
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	m
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	m
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	定速)
○方葉 6         ○方葉 7         ○うまた 7         ○	
$ \begin{array}{ c c c c c c } \hline \hline$	
「         「         5         7         6         5         7         6         5         7         6         5         7         6         5         7         6         7         6         7         6         7         6         7         6         7	
中央合称素         2 <th2< th="">         2         <th2< th=""> <th2< th=""></th2<></th2<></th2<>	
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	i-1
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	タイヤ
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	体
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	計
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
Kg         Kg         Kg $\overline{g}$ <td< td=""><td></td></td<>	
$\overline{y}$	才 月
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	臨時
k $k$	時
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	k r
$7 \ grk$ , $\$kh$ $83 \ like$ $9 \ decode$ $\frac{1}{4k}$ $16 \ cyke$ $16 \ cyke$ $16 \ cyke$ $18 \ cyke$ $18 \ cyke$ $16 \ cykee$ $16 \ cykeee$ $16 \ cykeee$	km
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	非装備
$\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{20}$ $\frac{1}{2}$ $1$	
等 $\Lambda = n - b - k \circ \# f t h h c 1 f 2 m (h h h h h h h h h h h h h h h h h h $	km
	件 月 日
路 <sup>☆</sup> 道路の 幅       m $m$	件 月 日
等       こう配       1 平たん       2 上り       3下り         の       道路の       1直線       2右曲り       3左曲り         形       舷       4交差       5つづら折り       1本務         水       路面の状態       1乾       2湿       3積雪       4 氷結         2       第       3積雪       4 氷結       1       1本務         2       3積雪       4 氷結       1       1       1       1         2       1       1       2       1       1       1       1         2       1       1       2       1	月日
の       道路の       1直線       2右曲り       3左曲り         形       6       4交差       5つづら折り       1         路面の状態       1乾       2湿       3積雪       4 氷結         酸面の状態       1乾       2湿       3積雪       4 氷結         酸面の状態       110       2湿       3積雪       4 氷結         酸面の状態       110       2湿       3積雪       4 氷結         酸切の       12mm       前限速度       km/h       1       着用 北況       1         酸切の       1       2mm       8       ☆       運行管理者       統括運行         ☆当時の       (発地・経由地・着地)       年       平        運行管理者          ☆当時の       11       2       2             ☆当時の       11       2       2              ☆当時の       11       2       2               ☆当時の       11       2       2                         <	月日
状     路面の状態     1 乾     2 湿     3 積雪     4 氷結       警戒標識     1 有     ☆ 当該道路の 制限速度     km/h     第       路切の 改置     2 無     制限速度     km/h       「協切の 衣当時の 運行計画     1 遮断機付き     2       (発地・経由地・着地)     (発地・経由地・着地)       文     運行管理者 資格者証番号       素     安全性優良事業所 の認定(貨物のみ)     1 有       2 無     1 有     2 無	2臨時
況     の設置     2 無     制限速度     Km/h       踏切の 次     1 遮断機付き     2 警報機付き       (発地・経由地・着地)     3 その他       (発地・経由地・着地)     (発地・経由地・着地)       (発地・経由地・着地)     (発地・経由地・着地)       (発地・経由地・着地)     (発地・経由地・着地)       (変当時の 運行計画     (福田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
状態     3その他       次当時の 運行計画     (発地・経由地・着地)       ☆当時の 運行計画     (発地・経由地・着地)       ☆ 当時の 運行計画     (発地・経由地・着地)       ☆ 当時の 運行計画     (発地・経由地・着地)       ☆ 当時の 運行計画     (日本)       ☆ 当時の 運行計画     (日本)       ※     (日本)	非装備
☆当時の 運行計画     近当時の 運行計画     近日	百理石
営業     佐健     佐福島佐福       素     安全性優良事業所     1有     2無       の認定(貨物のみ)     1有     2無	
所の認定(貨物のみ) 1有 2無 ◆死亡 人(うち乗客	
	人)
び 運送形態 1 下請運送 2 その他 ☆損害の程度 ◆重傷 人(うち乗客	人)
準         軽傷         人(うち乗客           等         氏名又は名	人)
マレズス(1名)     (1名)       の     (水)       水     (水)       (水)     (火)       (水)     (火)       (水)     (火)       (水)     (火)       (水)     (火)       (水)     (火)       (火)     (火)       (火) <td< td=""><td></td></td<>	
№ ☆荷受人の 氏名又は名 ※再発防止対策	
氏名义[4名 ※丹苑[b]正对束 称及び住所	

- (注)
- (1)
- (2)(3)(4)(5)(6)
- - 1
- 注)
  ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
  ※印欄は、記入しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※印欄は、記人しないこと。
  ※日欄は、記人ないこと。
  ※日欄に、事故が第2条第6号のみに該当する場合には、記入を要しない。
  ●「中欄は、事故が第2条第6号のみに該当する場合には、記入を要しない。
  ●「「転覆 当該自動車が道路人に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  エ客覆 当該自動車が道路人に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
  4 火災 当該自動車では積載物品に火災が生じたとき。
  5 路切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
  6 衝突 当該自動車が道路へに転落した場合を除く。)
  6 衝突 当該自動車が踏切にたとき。
  7 死傷 たとこととき(9に該当する場合を除く。)
  8 た酸者を生じたとき。
  9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)
  2 を第5号に該当する事故
  11 車両故障 第2条第6号に該当する事故
  12 その他 1から指までに該当する事故
  12 その第6号に該当する事故
  12 その他 1から第6号に該当する事故
  12 その他 1から第6号に該当する事故
  14 年間故障 第2条第6号には、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
  15 下地点をの垂直距離とする。
  たとし、水中に転落した場合で水深を記入する必要があての金属距離とする。
  たし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離
  とする。の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
  11 軍権の所称当、近ち場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離

- 10 11
- 12
- (7)(8)
- (9)
- 入すること。 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをい (10)
  - 1 2
  - 3
  - 4 5
  - 6
- 7 (11)
- 1
- $\overline{3}$
- (12)
- 入すること。
  「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該日町単に慎報していたしたう。
  た険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
  火薬類、火薬類取締法第2条第1項に規定する高圧ガス
  底ガス、高圧ガス、保安法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性
  同位元素及びそれによって汚染された物
  毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
  可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
  「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の
  必要性の有無及びその取得状況に該当するものを〇で囲むこと。
  制限外許可 道路交通法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定による許可
  特殊車両通行許可 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定による許可
  年内の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
  「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
  「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
  「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。
  「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車前方30メートル以内に交差点があった場合とす (13)
- (14)
- る。「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とす (15)る。
- (16)
- <sup>3</sup>。 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確 保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をい (17)う。
- (18)
- (19)
- ○。「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
  「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該運送事業者と運送契約を締結した者等
  結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等
  の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
  「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
  「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通ま3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の 有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。
  「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転 者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
  「縦括運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
  「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送 事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。 (20)(21)
- (22)
- (23)
- (24)(25)

#### 大臣認定講習実施機関

	·	11 × × × × ×	運車	転者講習の		<u>年3月11日現在</u>
団体名		代表者氏名	市町村			電話番号
北海道移送・移動サービス連絡会	北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番 地	濱田勝夫		0	0	011-219-5687
有限会社グローリーワーク	北海道札幌市中央区南七条西十四丁目1番 1号	八田 吉一		0	0	011-221-3817
青森県移送サービスネットワーク	青森県青森市富田四丁目18番24号	越谷 秀昭		0	0	017-761-2560
マルエス自工株式会社	青森県弘前市和泉一丁目3番地1号	新戸部 八州男	0	0	0	0172-28-2775
移動サービス・ネットワークみやぎ	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 4 番 2 5 号 大立ビル 3 F	坂井 正義		0	0	022-264-2578
やまがた福祉移動サービスネットワーク	山形県山形市城西町一丁目7番地19号	川越隼雄		0	0	023-645-1987
茨城福祉移動サービス団体連絡会	茨城県北茨城市華川町小豆畑1141番地 1	横田 能洋		0	0	029-300-4321
特定非営利活動法人ヒューマンケアセン ター	茨城県東茨城郡大洗町成田町4286番地	伊藤 喜代子		0	0	029-266-2208
株式会社ゆりかご	茨城県水戸市飯富町3467番地1	久賀谷健一		0	0	029-229-7562
株式会社テンダーケアジャパン	茨城県水戸市青柳町4262番地2	宮内 啓之		0		029-302-3339
栃木県移送サービス連絡協議会	栃木県塩谷郡高根沢町花岡1503-3	菅野 忠雄		0	0	028-676-1100
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	栃木県宇都宮市若草一丁目10番6号	川島 圭二		0	0	028-622-0051
群馬県住民参加型在宅福祉サービス団体連 絡会	群馬県前橋市新前橋町13番地12号	恩田 初男		0	0	027-255-6032
特定非営利活動法人じゃんけんぽん	群馬県高崎市棟高町1257番地の5	井上 謙一		0	0	027-350-3191
特定非営利活動法人 エプロンの会地域福 祉サービス	群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条241	向井 美代子		0	0	0279-75-3911
特定非営利活動法人わたらせライフサービ ス	群馬県桐生市広沢町1丁目2619番地7	宮地 由高		0	0	0277-70-6677
埼玉県移送サービスネットワーク	埼玉県比企郡ときがわ町大野1251番地	笹沼 和利		0	0	0493-67-1678
特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽ ぽ	埼玉県飯能市落合290番4	桑山 和子		0	0	042-972-8611
移動支援ネットワーク千葉	千葉県柏市柏二丁目5番9号	澤田広美		0	0	04-7168-8600
市原興業株式会社	千葉県市原市五井8840番地	小野尾 房子	0	0	0	0436-21-3366
千葉県移送サービス連絡会	千葉県千葉市中央区千葉港4番3号	猪野 裕子		0	0	043-245-1102
社団法人千葉県シルバー人材センター連合 会	千葉県千葉市中央区中央四丁目8番1号	松井 操		0	0	043-227-5112
株式会社オールプロジェクト	千葉県君津市人見3丁目6番1号	天竺 寛		0	0	0439-57-6665
社会福祉法人南房総市社会福祉協議会	千葉県南房総市千倉町瀬戸2705番地6	飯田 良吉	0			0470-44-3577
社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	千葉県我孫子市我孫子1861番地	飯島守		0	0	04-7184-1539
練馬区	東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号	志村 豊志郎		0	0	03-5984-2716
東京ハンディキャブ連絡会	東京都千代田区飯田橋四丁目4番地8号	阿部 司		0	0	03-3222-8915
株式会社ジャパン・リリーフ	東京都千代田区神田松永町18番地1ビオ レ秋葉原	飯田誠	0	0		03-5297-8544
株式会社介護JAPAN	東京都台東区東上野六丁目1番2号	奥山 博史		0	0	03-5806-4141
特定非営利活動法人ケアセンター八王子	東京都八王子市散田町四丁目24番15号	添田 繁實		0	0	042-669-5733
特定非営利活動法人移動支援フォーラム	東京都練馬区東大泉三丁目1番18-20 3号	長谷川清	0	0	0	03-3814-4676
特定非営利活動法人全国移動サービスネッ トワーク	 東京都世田谷区船橋一丁目1番2−204  号山崎ビル	杉本 依子	0	0	0	03-3706-0626
社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会	東京都渋谷区宇田川町5番2号	鈴木 銀三郎		0		03-5457-2200
世田谷移動サービス協議会	東京都世田谷区玉川二丁目5番7号	高橋 練造		0	0	03-5376-6616
特定非営利活動法人みたかハンディキャブ	東京都三鷹市上連雀八丁目3番10号	宇田邦宏		0	0	0422-41-0185
世田谷区	東京都世田谷区世田谷4-21-27	熊本 哲之		0	0	03-5432-2422
特定非営利活動法人八王子移動サービス		扇澤 正治	1	0	0	042-623-4405

団体名	住所	代表者氏名	運 車 市町村	云者講習のI 福 祉	<sub>内容</sub> セダン等	電話番号
特定非営利活動法人日本移送・移動サービ ス地域ネット連合会	東京都国立市西三丁目8番地の31 1- 10	竹田保		0	0	017-761-2560
移動NET多摩	東京都多摩市愛宕 4 - 7 - 1 2 シャングリ ラ 2 1 - 1 0 6	杉本 依子		0	0	042-389-2677
優ケアステーション有限会社	東京都八王子市北野町519番地28	小濱 直美		0	0	042-631-1162
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サー ビスネットワーク	神奈川県横浜市青葉区藤が丘1丁目27番 地5	河崎民子		0	0	045-973-6341
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議 会	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地5 6号	岡村道夫		0	0	045-212-2863
医療アクセス権プロジェクト	神奈川県横浜市西区高島二丁目5番15号	逢澤 詳子		0	0	045-453-6711
有限会社神奈川ドライバーズネット	神奈川県横浜市神奈川区菅田町448番地 1	渡辺正義		0	0	045-473-1390
福祉クラブ生活協同組合	神奈川県横浜市港北区日吉五丁目21番3 1号	喜代永 真理子		0	0	045-564-9993
社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会	神奈川県川崎市宮前区宮崎2-6-10 東急宮崎台ガーデンオフィス4階	小泉國雄		0	0	044-856-5500
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会	新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号	小川和雄		0	0	025-281-5520
阿賀野市	新潟県阿賀野市岡山町10番15号	本田 富雄	0			0250-62-2510
くびき野市民ふくしネットワーク	新潟県上越市大貫1518番1	加藤 正子		0	0	025-522-5808
ソーロング有限会社	富山県富山市向新庄町八丁目1番65号	藤原 功一		0	0	076-452-2787
北陸移動サービスネットワーク	石川県金沢市御影町8番32号	須戸 哲		0	0	076-242-1172
特定非営利活動法人バリアフリー総合研究 所	石川県金沢市松村1丁目131番地	山田文代	0	0	0	076-268-9032
特定非営利活動法人長野県ハンディキャブ 連絡会	長野県上水内郡飯綱町大字川上2755番 地958	降幡 和彦		0	0	026-286-7676
有限会社福井新世紀ケアサービス	福井県福井市栗森町15号46番地	森川 泰行		0	0	0776-56-4660
社会福祉法人各務原市社会福祉協議会	岐阜県各務原市那加桜町二丁目163番地	森真		0		058-383-7610
特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア 協会	岐阜県羽島市正木町須賀赤松290番地	川合 宗次		0	0	058-393-0751
ぎふ在宅福祉市民グループ協議会	岐阜県各務原市那加東新町二丁目146	加藤 たき江		0	0	058-380-3030
株式会社アーパス	岐阜県羽島郡岐南町平島1丁目158番地	薄田 浩之		0		0587-24-2168
飛騨福祉移送サービスネットワーク	岐阜県高山市江名子町 5 4 1 番地 1	蒲池 龍之助		0	0	0577-35-5676
特定非営利活動法人東海福祉移動研究協議 会	愛知県名古屋市南区三吉町三丁目58番地 1	山田和男		0	0	052-619-6076
特定非営利活動法人移動ネットあいち	愛知県名古屋市緑区鳴子町一丁目6番地	渡部 勝		0	0	052-979-6446
特定非営利活動法人豊田ハンディキャブの 会	愛知県豊田市桜町1-25	甲村等		0	0	0565-31-1117
社団法人三重県柔道整復師会	三重県津市乙部2086番地	伊藤和夫		0	0	059-222-3832
いが移動送迎連絡会	三重県伊賀市上野中町2976番地1 上野 ふれあいプラザ3階	川上 善幸		0	0	0595-21-5866
社会福祉法人三重県社会福祉協議会	三重県津市桜橋2丁目132番地	森下 達也	0	0	0	059-227-5145
日吉行政書士事務所 移送サービス支援室	滋賀県大津市衣川2丁目35番27号	日吉 ちず子		0	0	077-574-0174
株式会社ミストラルサービス	京都府福知山市長田大野下2737番地1 2	小林 勝		0		0773-20-2221
特定非営利活動法人福知山BGM福祉サー ビス	京都府福知山市字天田196番地の7	山田周一		0	0	0773-24-3244
特定非営利活動法人京都運転ボランティア 友の会	京都府京都市南区上鳥羽奈須野町37	吉田 嘉久		0		075-682-0294
特定非営利活動法人移動送迎支援活動情報 センター	大阪府大阪市浪速区敷津東三丁目6番10 号	柿久保 浩次		0	0	06-4396-9189
移送サービスネットワーク・泉州	大阪府堺市南区桧尾3093番地7	松端 克文		0	0	072-260-1294
特定非営利活動法人日本障害者競技支援協 会	大阪府大阪市中央区安土町一丁目5番8号	四方修		0	0	06-6125-1750
社会福祉法人であい共生舎	大阪府枚方市磯島元町21番10号	津田 茂樹		0	0	072-848-8924
株式会社SSD研究所	大阪府大阪市天王寺区上本町 5 - 5 - 1 5 東海ビル上本町 5 0 1	大畑斎		0	0	06-6191-7100
兵庫県移送サービスネットワーク	兵庫県明石市大久保町江井島392番地の 2	的場 俊明		0	0	078-946-6711

団体名	住所	代表者氏名	運車	宝者講習の 福 祉	<sub>内容</sub> セダン等	電話番号
特定非営利活動法人ネピオン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字蓮池366番 地の10ルネ須磨905号室	武澤 利夫	110111	0	0	078-741-1120
株式会社ユニ介護	兵庫県神戸市兵庫区駅南通2-1-28	毛利 友紀		0	0	078-652-9551
特定非営利活動法人椋の木福祉協会	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3番22 号	関山 和子		0	0	078-578-6232
兵庫県移送サービスネットワーク	兵庫県明石市大久保町江井島392番地の 2	的場 俊明	0			078-946-6711
特定非営利活動法人本宮あすなろ会	和歌山県田辺市本宮町切畑538番地	九鬼 聖城		0	0	0735-42-0228
特定非営利活動法人たすけあい平田	島根県出雲市平田町2791番地1	熊谷 美和子	0	0	0	0853-62-0257
真庭自動車学校	岡山県真庭市目木1447番地	松岡 久司	0			0867-42-6161
稲荷自動車教習所	岡山県岡山市小山544番地	片山 正巳	0			086-287-2551
株式会社クォーレ	広島県広島市佐伯区五日市町石内965	今西 千枝子		0		082-928-6459
株式会社アイ・テック	広島県広島市安佐北区深川二丁目38番2 号	井西 理博		0		082-840-0501
特定非営利活動法人陽だまり	広島県東広島市西条西本町27番37 高貴 ビル201	廣瀬 長子		0	0	082-422-4115
特定非営利活動法人芸南たすけあい	広島県呉市中通1丁目2番31号	田中 久江		0	0	0823-33-0859
有限会社あんしん	広島県尾道市浦崎町4608番地3	神原 暢幸		0		084-939-7080
株式会社テクノ自動車学校	広島県安芸郡熊野町5640の1番地	竹内 正彦	0	0	0	082-854-4000
特定非営利活動法人CILピアズ	広島県呉市安浦町水尻一丁目3番1号	中井 泰治		0		0823-84-3731
山口県ハンディキャブ連絡会	山口県光市大字岩田2488番地の20	冨田 勝久		0	0	0820-49-0550
特定非営利活動法人えひめ福祉移動サービ ス支援センター	愛媛県松山市三町二丁目5番37号	高塚 政生		0	0	090-4781-6335
特定非営利活動法人にこにこプラットホー ム	福岡県朝倉市馬田1955番地1	鹿毛 哲也		0	0	0946-24-2507
社会福祉法人キリスト者奉仕会	福岡県大牟田市今山4368番地3	叶 昌全		0		0944-59-0810
北九州市	福岡県北九州市小倉北区城内1番1号	北橋 健治		0	0	093-582-2495
株式会社若松タクシー	福岡県北九州市若松区大字安瀬64番地の 131	山本康宏		0		093-771-3236
株式会社毎日介護タクシー	福岡県筑後市大字野町766番地の6	高橋 哲也		0		0942-53-8545
さが福祉移動サービス・ネットワーク	佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番地20号	平野 征幸		0	0	0952-36-6865
熊本外出支援ネットワーク	熊本県熊本市春日一丁目14番地27号	玉垣 均		0	0	096-312-8411
特定非営利活動法人NPOひむか	宮崎県宮崎市大塚町祝子前1767番地1 大塚ビル301号	向江 正巳		0	0	0985-53-1950
都城市福祉有償運送サービスネットワーク	宮崎県都城市松元町4街区14号 都城市 社会福祉協議会障害者生活支援センター内	西 いく子		0	0	0986-26-0294
社会福祉法人ひまわり会	鹿児島県薩摩川内市宮里町3048番地9	若松 郁子		0	0	0996-25-2368
有限会社ハーネスケア	鹿児島県鹿児島市新栄町1番3号	江野 里美		0	0	099-821-0125
特定非営利活動法人日光	鹿児島県曽於市財部町北俣9714番地の 3	長澤優		0	0	0986-72-1895

\* 国土交通大臣が認定した講習実施団体は、国土交通省HPに掲載されています。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/zissikikan.pdf

#### 地 方 運 輸 局・運 輸 支 局 等 相 談 窓 口

- ※ 自家用有償旅客運送の申請手続き、各種問い合わせに関しては運輸支局・陸運事務所の輸送担当にお願いします。
- ※ 運輸局に旅客第一課と旅客第二課がある場合、主に旅客第二課が所掌しています。

(022) 791-7529

(022) 791-7530

(017) 739-1502 (019) 638-2155

(022) 235-2515

(018) 863–5813 (023) 686–4712

運輸	局·	運	輸	支	局	等	電	話	番	号
北海道運	輸局 自	動車	交通	部方	家客第	有一課	(011	) 29	90-2	2741
				が	客家	有二課	(011	) 29	90-2	2742
	札幌運	፪輸支	局				(011	) 7:	31-7	7167
	函館運	<b>፪</b> 輸支	局				(013	8) 4	19-8	3863
	旭川運	፪輸支	局				(016	6) {	51-5	5272
	室蘭運	I輸支	局				(014	3) 4	14–3	3012
	釧路運	<b>፪</b> 輸支	局				(015	4) :	51-2	2524
	帯広運	፪輸支	局				(015	5) (	33-3	3286
	北見運	፪輸支	局				(015	7) 2	24-7	7631

旅客第二課

東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課

青森運輸支局

岩手運輸支局 宮城運輸支局

秋田運輸支局

山形運輸支局

運輸	局·	運輸	支	局	等	電	話	番	号
近畿運輸	尚 自動車	巨交通部	旅客	字第−	−課	(06)	694	19-6	6445
			旅客	了第二	二課	(06)	694	19-6	6446
	滋賀運	輸支局				(077	) 58	35-7	7253
	京都運	輸支局				(075	) 68	31-9	9765
	大阪運	輸支局				(072	) 82	22-6	6733
	神戸運	輸監理音	8 兵	庫陸	運部	(078	) 45	53-1	104
	奈良運	輸支局				(074	3) {	59-2	2151
	和歌山	運輸支局	5			(073	) 42	22-2	2138

中国運輸	尚 自動車交通部 旅客第一課	(082) 228-3436
	旅客第二課	(082) 228-3430
	鳥取運輸支局	(0857) 22-4120
	島根運輸支局	(0852) 37-1311
	岡山運輸支局	(086) 273-2113
	広島運輸支局	(082) 233-9167
	山口運輸支局	(083) 922-5336

四国運輸局 自動車交通部 旅客課		(087) 835-6364
	徳島運輸支局	(088) 641-4811
	香川運輸支局	(087) 882-1357
	愛媛運輸支局	(089) 956-1563
	高知運輸支局	(088) 866-7311

九州運輔	九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課			
	旅客第二課	(092) 472-2527		
	福岡運輸支局	(092) 673-1191		
	佐賀運輸支局	(0952) 30-7271		
	長崎運輸支局	(095) 839-4747		
	熊本運輸支局	(096) 369-3155		
	大分運輸支局	(097) 558-2107		
	宮崎運輸支局	(0985) 51-3952		
	鹿児島運輸支局	(099) 261-9192		

福島運輸支局	(024) 546-0343
扃 自動車交通部 旅客第一課	(045) 211-7245
旅客第二課	(045) 211-7246
茨城運輸支局	(029) 247-5244
栃木運輸支局	(028) 658-7011
群馬運輸支局	(027) 263-4440
埼玉運輸支局	(048) 624–1032
千葉運輸支局	(043) 242-7335
東京運輸支局	(03) 3458-9233
神奈川運輸支局	(045) 939-6801
山梨運輸支局	(055) 261-0880
	局 自動車交通部 旅客第一課 旅客第二課 茨城運輸支局 栃木運輸支局 群馬運輸支局 埼玉運輸支局 千葉運輸支局 東京運輸支局 東京運輸支局 神奈川運輸支局

北陸信越	這輸局 自動車交通部 旅客課	(025) 244-7579
	新潟運輸支局	(025) 285-3124
	富山運輸支局	(076) 423-0893
	石川運輸支局	(076) 291-7853
	長野運輸支局	(026) 243-4603

中部運輸	淌局 自動車交通部 旅客第一課	(052) 952-8035
	旅客第二課	(052) 952-8036
	福井運輸支局	(0776) 34-1602
	岐阜運輸支局	(058) 279-3714
	静岡運輸支局	(054) 261-2898
	愛知運輸支局	(052) 351-5312
	三重運輸支局	(059) 234-8411

沖縄総合	事務局 運輸部 陸上交通課	(098) 866-0061
	陸運事務所	(098) 877-5140